

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、当法人の定款第44条の規定に基づき、当法人の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(議長)

第2条 定款第39条に定める事項のほか、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、議場において議長を選出する。

(定足数及び決議)

第3条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。定款第40条に定める事項のほか、当該議事につき理事及び監事の全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示したときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事長の報告又は説明)

第4条 議長は、議案を付議した後、理事又は監事に対し、当該議案に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

(監事の出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録の保管)

第8条 理事会の議事録は、会議の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置かなければ

ればならない。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(令和3年11月8日理事会承認)